

桑名市くらしいきいき教室に関するQ&A

	ご質問	回答
くらしいきいき教室	くらしいきいき教室利用者は6か月のサービス終了後、他のサービスを使わないことが前提なのか？	くらしいきいき教室は、訪問・通所を一体的にサービス提供する市独自のサービスです。機能が上がっても、生活に活かせない。要するに通所でできても自宅で出来ない。といった課題についても効果的にアプローチできますので、利用者の目標達成にしっかりとアプローチができると考えております。また、サービス利用中の6か月間に訪問・通所で多角的に利用者をとらえ、しっかりとアセスメントできますので、くらしいきいき教室利用後、さらにサービスが必要なのか？否か？または、どのようなサービスが必要なのか？をしっかりと考えることができるサービスです。
くらしいきいき教室	くらしいきいき教室利用者は認知症や進行性疾患を抱える高齢者は利用しないほうがよいのか？	くらしいきいき教室は、訪問・通所を一体的にサービス提供する市独自のサービスです。通所でできても自宅で出来ない。といった課題についても効果的にアプローチできますので、疾患を選ばず、すべての方に対して、効果的にサービス提供することができます。

	ご質問	回答
ぐらしいきいき教室	ぐらしいきいき教室の目的は？ ぐらしいきいき教室で目指す生活機能向上は？	<p>ぐらしいきいき教室を実施することにより、運動、栄養、口腔、認知等に関するリスクを抱える高齢者に対し、通所による運動機能の改善及び訪問による生活機能の向上を図り、もって当該高齢者が介護保険を「卒業」して地域活動に「デビュー」することを目的とする。（桑名市ぐらしいきいき教室(通所型サービスC)事業実施要綱第1条抜粋）</p> <p>生活機能向上を実現するためには</p> <ul style="list-style-type: none"> ①機能回復訓練を通じた「心身機能」の改善のほか、 ②「日常生活動作(ADL)や「手段的日常生活動作(IADL)の向上に向けた「活動」の促進 ③家庭や地域での役割の創出に向けた「参加」の促進 <p>に取り組むことが重要である、というICFの考え方(注122)に基づくものです。 (桑名市地域包括ケア計画293頁及び注122参照)</p>
ぐらしいきいき教室	ぐらしいきいき教室の利用は「6箇月を限度」としているが、この「6箇月」は利用開始から連続した6箇月の期間ということでしょうか。	お見込みのとおり。
ぐらしいきいき教室	一定以上の所得があり、介護保険給付の利用者負担が2割負担になっている方は、ぐらしいきいき教室でも利用者負担は2割負担となるのか。	ぐらしいきいき教室の利用者負担は、介護保険給付の利用者負担が2割負担となる方でも、一律1割負担となります。ただし、介護保険料の滞納により介護保険給付の利用者負担額が3割になった場合には、ぐらしいきいき教室の利用者負担額も3割となります。

	ご質問	回答
く ら し い き い き 教 室	<p>くらしいき教室の利用途中において、通所サービスの回数を変更する際、地域生活応援会議の必要があるのか。</p>	<p>地域生活応援会議の必要はございません。ただし、「くらしいき教室の利用途中においてサービス回数の変更が必要な理由書」を市の窓口へ提出してください。</p>